

日野市地域防災計画〔令和3年度修正〕概要

前回修正（平成26年3月）以降の災害対策関係法令・計画等の改定や近年の実災害の教訓等の背景を踏まえ、日野市地域防災計画を以下の通り改定しました。

1. 目的

前回の計画修正（平成26年3月）からこれまでの間の国や都の関係計画修正や新たな課題を反映した対策の検討を行うとともに、防災関係機関や庁内各部などからの改正意見等を踏まえ、実効性のある計画を作成することを目的として改正を行いました。

2. 計画の構成

平成26年修正

はじめに～計画の全体像について～

震災編

第1部

日野の防災力の高度化に向けて

第2部

予防・減災対策

第3部

初動・応急・復旧対策

第4部

男女共同参画による災害復興計画

風水害編

第1部

風水害に強い日野をめざして

第2部

予防・減災対策

第3部

初動・応急・復旧対策

大規模事故編

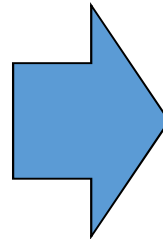
原子力災害編

火山災害編

東海地震対策編

本冊

別冊資料



令和3年修正

地震災害対策編	第1章	地震災害対策の計画的推進
	第2章	災害に強いひと、組織づくり
	第3章	災害に強いまちづくり
	第4章	災害応急対策の整備
	第5章	災害時の応急対策活動
	第6章	災害復興対策
	第7章	南海トラフ地震対策
風水害・特殊災害対策編	第1章	風水害対策の計画的推進
	第2章	災害に強いひと、組織づくり
	第3章	災害に強いまちづくり
	第4章	災害応急対策の整備
	第5章	災害時の応急対策活動
	第6章	災害復興対策
特殊災害対策編	第1章	特殊災害対策の計画推進
	第2章	共通対策
	第3章	火山災害対策
	第4章	大雪対策
	第5章	航空災害対策
	第6章	鉄道災害対策
	第7章	放射性物質災害対策
	第8章	危険物等災害対策
	第9章	大規模火災対策
別冊資料		

日野市地域防災計画〔令和3年修正〕

3. 修正のポイント(重点箇所抜粋)

		修正の観点	地域防災計画への反映
過去の災害の教訓の反映	避難所運営の改善	避難所運営の取組強化のため、地域防災会を計画本文に位置づけ 避難所における感染症対策及び環境改善のため、避難所の収容人数の考え方を変更（3.3㎡に2人→1人） 部を超えた人員体制により、対応人員を確保	市は、地域防災会の活動を支援し、災害時の避難所運営を市と地域が一体となって行えるような体制づくりを目指す。（地震編P.31 風水害編P.36） 新型コロナウイルス感染症の影響を考えた上で、最大収容人数の想定（中略）した上で、現時点でシミュレーションの中で収容できる人口を予め想定し、それに必要な考え方や協定等の対策を講じていく。（風水害編P.54） 人員体制の変更については資料集に記載。
	要配慮者対策の強化	避難所における思いやりスペースの充実 個別避難計画の作成を位置づけ、避難者の個別の必要性に応じた避難支援を目指す 公設の福祉避難所を位置づけ、受入体制を強化する 看護職班の位置づけと巡回相談体制の導入	配慮が必要な避難者のため、避難所内に、一般の避難者が居住するスペースとは別に思いやりスペース（福祉避難室）を設置する。（地震編P.162 風水害編P.179） 市は、避難行動要支援者一人一人について、本人やその家族を交え、災害時の避難先や移動手段などを想定した個別の避難計画を作成することを推進する。（地震編P.37 風水害編P.41） 市は、（中略）施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用する。（地震編P.45 風水害編P.49） 市は、看護職班を中心に、関係機関と連携し、避難所等の巡回相談等を行い、要配慮者等への支援、健康チェックを行う。（地震編P.161 風水害編P.178）
	多様な視点	女性防災リーダーが参画した活動体制の構築 妊産婦及び乳幼児への配慮 性的マイノリティの方にも配慮した避難所運営	市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において、多様な視点が反映されるよう女性防災リーダーを積極的に育成する。（地震編P.31 風水害編P.36） 市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施する。（地震編P.163 風水害編P.180） 避難所運営委員会においては、委員を男女同数にするよう心がけ、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を行う。（地震編P.163 風水害編P.180）
	災害対策本部機能の強化	本部事務局を設置し、対策部を超えた迅速な対応を目指す	市は、災害対策本部組織の本部員会議（意思決定機関）のもとに、災害対策本部事務局（意思決定機能の補佐機能）及び各部（災害対策本部決定事項の執行機能）を編成し、統一した方針の下に部局横断的な活動ができるような体制を整備する。（地震編P.68 風水害編P.67）
	法改正への対応	水防法、土砂災害防止法の改正に合わせた避難確保計画の位置づけ 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更（避難勧告・避難指示の一本化 等）	要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、（中略）避難確保計画を作成する。（風水害編P.101） 避難情報については、風水害編P.166の表第5に記載。
	実効性のある計画	風水害の増加に伴う地域防災計画の刷新 記述の集約、簡素化によって内容を明確化 各対策部マニュアルの充実による迅速な対応を目指す	地域防災計画を「地震災害対策編」「風水害・特殊災害対策」の2冊に分冊。風水害時の災害対応力の強化を図った。 ページ数を大幅削減（平成26年修正版：773ページ→令和3年修正版：572ページ）。 本文から削除した箇所は各対策部のマニュアルに移行。